

生き生き長寿振興券交付手続きのご案内

村では、長年にわたり地域の発展の礎となってこられた高齢者の方々に
対し、長寿を祝し、健康で安らかな生活保障の一助としていただきたく、
期間を限定して村内で使用できる生き生き長寿振興券を交付させていただきます。

この事業は、平成12年度より実施しているもので、期間を限定して村内
のみで使用できる金券を交付することにより、個人消費の喚起と村内商工
業の活性化を図り、地域経済振興に資することも目的としているところで
す。

本年度においても、昨年度と同様の内容にてこれを実施いたします。

対象となられる方々には、9月18日付けをもって個別に通知させていた
だきますが、広く皆様にも周知させていただきます。

○ 交付対象者

本年9月15日を基準日として、年齢75歳以上の住民の方

○ 交付日時及び場所

交付日	交付場所	手続き時間帯
9月25日(木)	留寿都村公民館ホール	午前10時から午後3時まで
9月26日(金)	三ノ原五輪会館ロビー	午前11時から午後2時まで

注1 お昼休み等はありませんので、上記の時間帯ならいつでも手続きできます。

2 上記の日時及び場所で手続きできない場合は、

9月29日(月)以降、留寿都村役場住民福祉課

(手続き時間帯：午前8時45分から午後5時30分まで)

で手続きしてください。なお、役場の閉庁日(土・日曜日等)には、手続きする
ことはできません。

(裏面へ続きます。)

(表面から続きます。)

○ 交付手続き（交付申請）の際持参するもの

本人が申請される場合	本人確認書類(注1)、印鑑(注2)
代理人が申請される場合	本人の印鑑(注3)、代理人の本人確認書類(注1) 代理人の印鑑(注2)

注1 本人確認書類とは、運転免許証、健康保険証、その他本人と確認することができる書類です。

2 印鑑は認印で構いませんが、シャチハタ等の浸透印は印鑑と認められません。
なお、自署される場合は、押印を省略することができます。

3 代理申請の場合は、本人の自署をいただくことはできませんので、必ず本人の印鑑が必要となります。

○ 交付枚数（交付額）

対 象 の 区 分		交付枚数（交付額）
住民である期間の区分	年 齢 区 分	
住民である期間が5年 以上の方	喜 寿 昭和13年生まれの方	10枚（10,000円）
	米 寿 昭和2年生まれの方	20枚（20,000円）
	白 寿 大正5年生まれの方	30枚（30,000円）
	百歳以上 大正3年以前生まれの方	50枚（50,000円）
	上記以外の75歳以上の方	3枚（3,000円）
住民である期間が5年 未満の方	75歳以上の方	2枚（2,000円）

注 平成25年6月3日現在において、留寿都村特別養護老人ホーム銀河荘に入所されていた方であって、基準日に住民である方については、途中、住民でない期間があってもこれを住民であった期間とみなして期間を算定します。

○ 使用期間

平成26年10月1日(水)から平成27年2月2日(月)まで

○ お問い合わせ先

長寿振興券の交付に関することは

住民福祉課住民福祉係

長寿振興券を利用できる商店に関することは

産業課商工観光係

(電話：46-3131)

9月5日発 留寿都村役場 住民福祉課・産業課